

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(1) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	建築基準法第6条第1項 建築基準法施行規則第3条の2
【議題】	確認申請後の建物の移動について
【要旨】	軽微な変更の範囲はどのくらいですか。 (松山市は、500mmまで軽微な変更で扱うとのことですが。)
【協議内容】	・基本的には計画変更対象であり、法適合が明らかな場合で通常生ずる施工誤差は許容範囲と考えられる。 参考資料① ・長崎県の場合は1.0m以内、鳥取県では設計及び施工上の誤差を許容範囲としている。(ERI)
【備考】	・明確な数値の提示はいただけなかった。何れも関係規定に適合することは必須

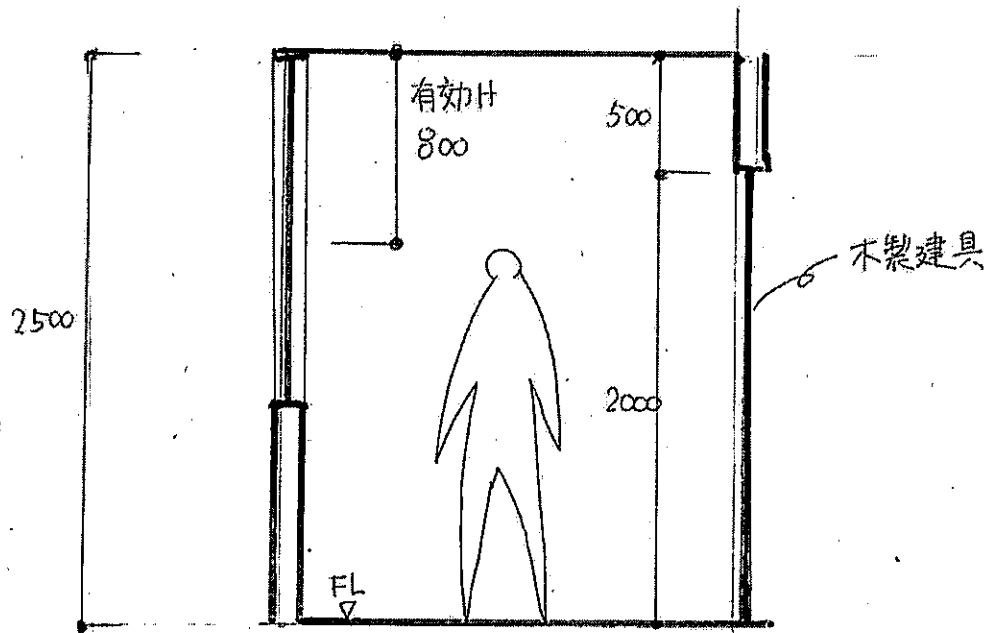
平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(2) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	建築基準法施行令第2条第1項第二号、第三号
【議題】	折りたたみ式テント屋根について
【要旨】	折りたたみ式テント屋根は、使用時に屋根になるので面積に算入すべきと言われましたがどうですか。
【協議内容】	・テントが固定の場合は建築物との判断である。 ・可動式(折畳み等)の場合でも、テント下に常設物がある場合や物品の保管や継続的な使用をしている場合は建築物との判断となる。 ・開放性があり、一時的な設置(イベント時等の据え置き)の場合は建築物とはならない。 相談が必要
【備考】	

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

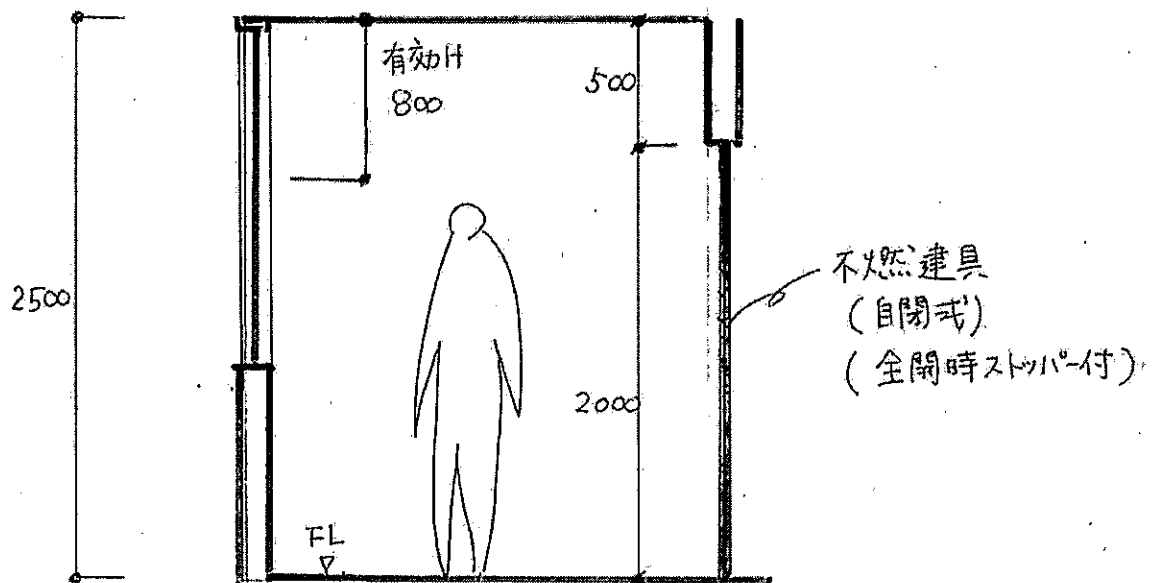
	提出議題(3) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	建築基準法第35条 建築基準法施行令第126条の2、第126条の3 平12建告1436号第四号ニ(2)
【議題】	防煙区画・排煙告示の適用について
【要旨】	①廊下等の防煙区画について 不燃の垂れ壁がH=500mmあれば、防煙区画が成立するため垂れ壁の下部が木製建具であっても有効排煙高さをH=800mmで計算して宜しいでしょうか。 (別添①参照) ②廊下等の防煙区画について ①の木製建具がNGの場合、不燃の垂れ壁H=500mm+自閉式の不燃製引き戸の場合は有効排煙高さをH=800mmで計算して宜しいでしょうか。(別添②参照) ※病室あるいは特養の居室出入口等は、常時閉鎖の扉は不適当な為、全開時ストッパー付の引き戸を使用する。 ③廊下の排煙告示適用について A) 避難安全検証法の適用対象建築物については廊下を「室」扱いとし、 平12建告1436号第四号ニ (2)(100㎡以下で防煙区画した室は排煙免除)を適用して宜しいでしょうか。 B) A)が良い場合、避難安全検証法の適用対象外建築物の病院等についても 同様に平12建告1436号第四号ニ (2)(100㎡以下で防煙区画した室は排煙免除)を適用して宜しいでしょうか。 (別添③参照)
【協議内容】	・別添①の場合の有効排煙は、木製建具上部の垂れ壁の仕様が防煙垂れ壁の基準をみたせば、500が認められる。 ・別添②の様に不燃建具がある場合は有効排煙は800として良い。 ・上記不燃建具の全開時のストッパー付は認められない。 ・③の廊下等の防煙区画については (高知県・ERI) A) 良い。 B) 良い。ただし、防火避難規定の解説の通り、排煙設備の設置が望ましい。)) (高知市) A) 原則不可。ただし、局部的(小規模)のもので、 避難上支障がない場合は、可としている。 B) 不可。
【備考】	

①



廊下断面図

②



廊下断面図

③

【法第35条】排煙設備

該当
法令

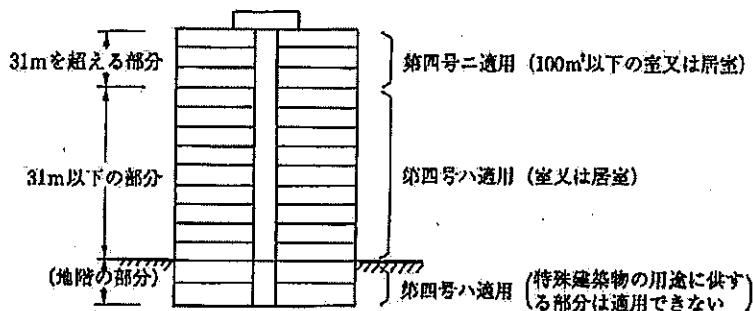
法第35条

令第126条の2、3

28 排煙告示

4) 平12建告第1436号の第四号ハ及びニの適用の範囲

- ① 本告示第四号ハの「高さ31m以下の建築物の部分」とは、高さ31m以下の建築物の他、高さ31mを超える建築物の31m以下の部分も対象とし、第四号ニについては、高さ31mを超える部分を対象として適用するものとする。



- ② 廊下については、平12建告第1440号の趣旨をふまえ、室として扱うことができる。ただし、廊下の一部を廊下以外の用途に利用する等、火災の発生のおそれがあるとみなされるものは、同告示が適用されず排煙設備の設置が必要となる。
- ③ 本告示第四号ハのかっこ書「・・・主たる用途に供する部分で、地階に存するものを除く」については、当該部分の利用用途が特殊建築物としての用途になるか否かをもちて判断する。たとえば、物品販売店舗の地階にある事務室等はこのかっこ書に該当しないものと解釈し、本号の適用を受けることができる。

解
説

平12建告第1436号及び平13国交告第67号は、旧告示（昭47年建告第30号、同第31号、同第32号、同第33号）を単にまとめたものであり、取扱いの趣旨が変わったものではない。

②の廊下については旧告示第33号の適用にあたり、従前から廊下は居室からの避難経路であるため「室」または「居室」に含まれないものとして取扱われていたが、平12建告第1440号の趣旨を踏まえ、避難安全検証法の適用対象建築物については廊下も室として扱うことができるとしたものの。よって適用対象建築物でない病院等にあつては、避難上の弱者の避難経路となる廊下については、過去の火災事例から排煙設備を設けることが望ましい。

③の地階にある事務所等には、たとえば共同住宅の場合であれば、地階に設けるトランクルーム、機械室及び受水槽が該当し告示の適用が可能である。

関連告示

平成12年5月31日建告第1436号

参 考

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(4) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	建築基準法第35条 建築基準法施行令第126条の3第1項
【議題】	屋外階段の出入口の排煙について
【要旨】	「建築設備設計・施工上の運用指針」より、屋外階段出入り口上部(欄間部)には排煙の為の開口部を設置することが望ましくないとする。(別添④参照) しかし、やむを得ない場合は排煙の為の開口部を設置して宜しいでしょうか。
【協議内容】	・設置できません。(高知県) ・2013年設備の運用指針では“設けるべきではない”との表現となっており、一般的には、避けるべきものだと判断している。ただし、令第112条第9項(竪穴区画)、令第123条第2項(屋外避難階段)に該当しない場合でやむを得ないものは、設置可能。(高知市) ・屋外避難階段や竪穴区画の場合は設置不可で、単なる直通階段の場合は設置可。(ERI)
【備考】	

④

第4章 排煙設備

4-23 自然排煙口に近接して設けるシャッター及び内側に設ける障子又は二重サッシの取り扱いについて

【関係法令等】 法第35条、令第126条の3第1項

自然排煙口に近接してシャッターを設けたり、内側に障子又は二重サッシを設ける場合は、次の方法により排煙上有効な開口部として取り扱うこととする。

- (1) シャッターは、排煙上有効な開口部のあるリングシャッター等とすること。
- (2) 高窓の場合は、排煙口と内側に設ける障子又は二重サッシが手動開放装置で連動して開放され、かつ、保持されること。
- (3) はきだし及び腰壁上の窓の場合は、排煙口と内側に設ける障子又は二重サッシが日常的に使用でき、かつ、排煙上支障がないこと。

4

4-24 屋外階段の出入口上部の排煙のための開口部について

【関係法令等】 法第35条、令第126条の3第1項

屋外階段の出入口上部に排煙のための開口部（欄間等）を設けることは、火災時に煙により階段が使用できなくなるおそれがあるため、望ましくない。（図4-24）

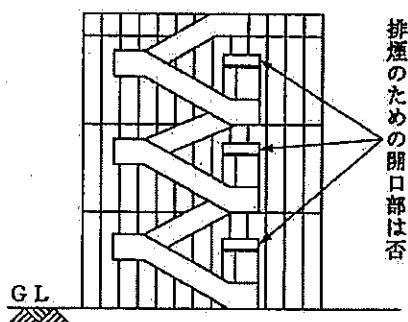


図4-24 屋外階段に設ける開口部の不適切な例

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(5) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	建築基準法施行令第2条第1項第三号
【議題】	片持ち屋根型の駐輪場の延べ床面積算定方法について
【要旨】	国土交通省は建築面積の算定方法と同様、先端から1m後退した線で計算。 高知市の指導では屋根の水平投影面積で計算。 どちらを正とすれば宜しいでしょうか。(別添⑤参照)
【協議内容】	・建築行政協会高知県支部並びに社団法人高知県建築士会発行の「建築面積及び床面積の算定基準」に基づき判定しています。別添⑤の国土交通省回答は採用していません。 (連絡協議会当日出席者に配布、後日各団体にデータ送付)
【備考】	・但し、「小屋裏利用の物置の取扱について」は平成12年6月1日建設省住指発第682号で改正されており直下階の床面積の1/2以内は階及び床面積に参入しないが、詳細については特定行政庁によって運用が異なるので、問い合わせが必要。

⑤

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



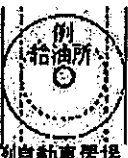
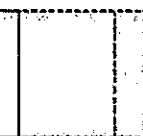
住指発第二六号
昭和三九年二月二四日

建設省住宅局建築指導課長から各特定行政庁主務部(局)長あて

回答

床面積の算定方法

各型式別床面積算定基準

No	型	立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する	備考
8	傘型	 〈例〉 自転車置場	 例 給油所 例 自動車置場	○渡廊下形式で通行専用の場合	○左記以外の場合 〈例 給油場、自転車置場等〉	○床面積の算定方法は建築面積の算定方法と同様とする。 (先端から1メートル後退した線で測る。)
9	片持屋根型	 1m		○No.8と同様	○No.8と同様 〈例 駐車場、自転車置場等〉	○No.8と同様

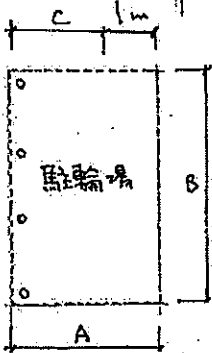
高知市

床面積

$A \times B \text{ m}^2$

建築面積

$C \times B \text{ m}^2$

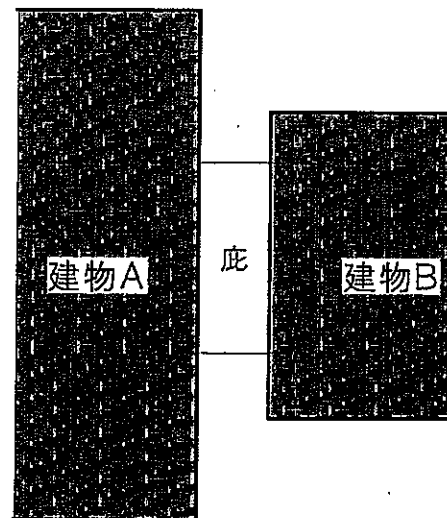


平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

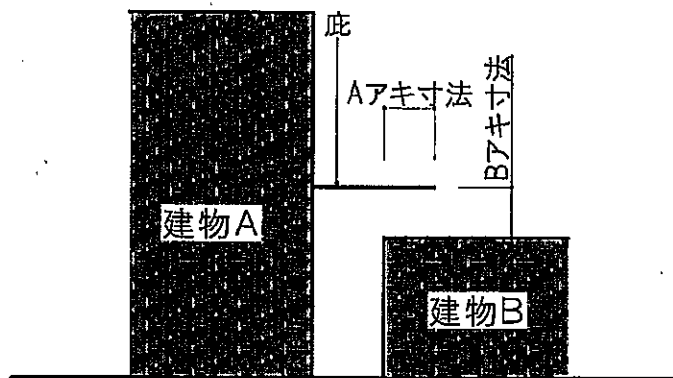
	提出議題(6) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	建築基準法第6条 建築基準法施行令第1条第一号
【議題】	別棟扱いについて
【要旨】	別棟とする場合の別添⑥のA,B空き寸法は、いくらにすれば宜しいでしょうか。
【協議内容】	・A寸法の規定はなく、B寸法及び建物間の間隔が500mm以上で防火避難上の別棟と扱っている建物間の行き来がなく、かつ、庇下部に用途が発生していない場合は、これらの寸法に関わらず別棟と判断している。(高知県) ・具体的には個別判断となるが、目安として建築物相互間を500mm以上離れ、Bが500mm以上かつA以上の場合は、別棟と扱う。(高知市) ・防火避難規定が適用されない住宅が業務対象であり、離隔距離については言及していない。(技術公社)
【備考】	

⑥

[別棟扱いについて]



(平面図)



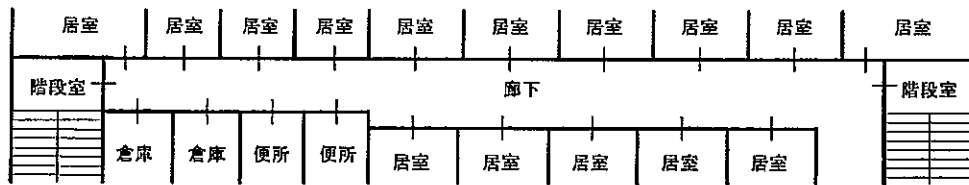
(断面図)

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

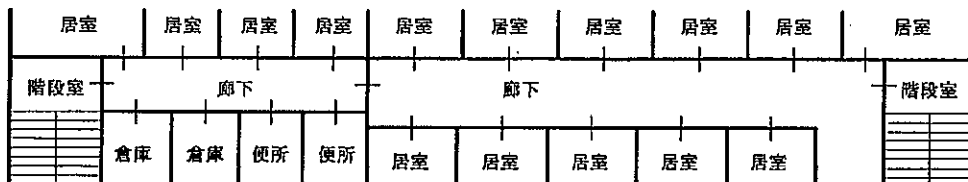
	提出議題(7) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	建築基準法第35条 建築基準法施行令第119条 建築基準法施行令第121条
【議題】	2つ目の避難階段がある中廊下と片廊下について
【要旨】	別添⑦について A) 直線の廊下手前2/3が両側居室、奥の避難階段側廊下1/3が片側居室の場合の廊下について、奥の避難階段まで両側居室扱いの廊下幅となりますでしょうか。 B) 上記の奥の避難階段側廊下1/3と手前2/3との境に扉があった場合は、どのようになりますでしょうか。 C) その境にアルコーブ等少し広い空間になっている場合は、どのようになりますでしょうか。 D) 直角に曲がった廊下になっていた場合は、どのようになりますでしょうか。
【協議内容】	・A～Dともに片側にしか居室がない場合でも、両側居室の幅が望ましいが、その他の廊下における場合の幅でも支障ありません。(高知県・高知市) ・両側居室部分の避難経路(歩行距離の適用がかかる部分)には、両側居室の廊下幅が必要と考えます。また、B)については 廊下を分断する建具の幅は、求められる廊下幅以上とする必要があると考えます。(ERI)
【備考】	

7

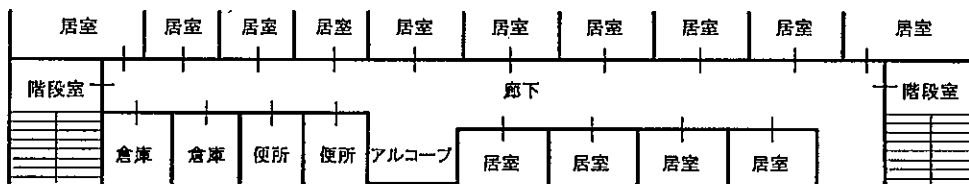
A)



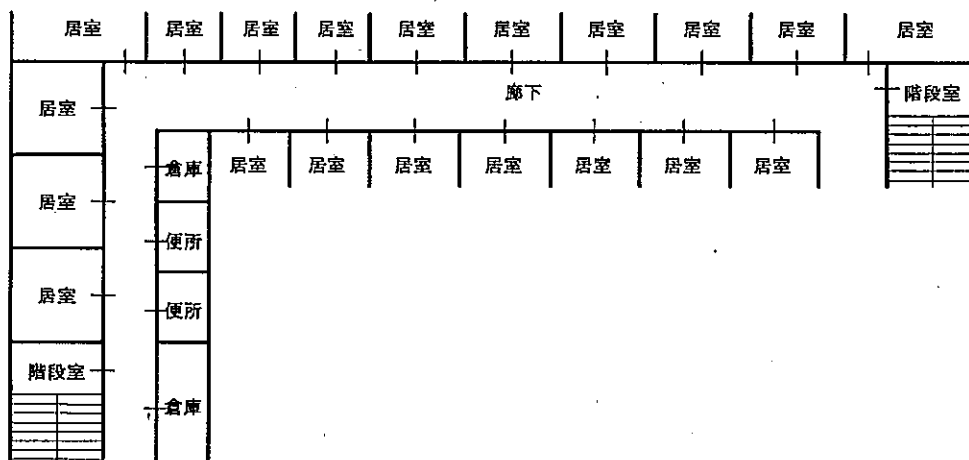
B)



C)



D)



平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(8) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	
【議題】	設計業務委託に関すること
【要旨】	1.業務価格および工期について 設計業務委託料を平成21年国土交通省告示第15号及び平成27年国土交通省告示第670号の考え方に基づいて積算し、内訳を算定できるように数量等を明確にして頂きたい。(直接人件費、諸経費、技術料等経費、特別経費等) 2.契約当初の業務規模(床面積の増減等)の変更に伴う契約変更をして頂きたい。(契約金額の変更) 3.発注者のチェック期間を標準工期外で設定して頂きたい。(高知市) 4.設計委託業務における三社見積もりについて 高知市では原本提出を求められるが、FAXやPDF見積書コピーではいけないでしょうか。(高知県では、上記で対応している。)
【協議内容】	・担当部署への伝達を行う。
【備考】	

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(9) 団体名:一般社団法人 高知県建築士事務所協会
【該当法令】	
【議題】	都市計画法に関すること
【要旨】	1.用途地域や防火地域の建蔽率、容積率等の確認がWEB上でできない でしょうか？ (現在でもできるが画像が荒く、確認しづらい。システム化されWEB上で 住所検索により検索できれば、行政の問い合わせも少なくなり、 業務の効率化ができると思います。) 2.開発許可について 宅地地盤を50cm以上かさ上げして建物を建設するにあたり、5,000㎡以上の場合は 開発許可が必要となりますが、開発検査済証の許可後の建物工事となります。 土を敷地外から搬入盛土した後、竣工検査を受け、建物を建設するのに、 また土を場外へ搬出、産廃となり、無駄な工事費が発生しています。 杭基礎の場合は工事費が更に多くの出費が必要になります。 掘削土を敷地内へ盛土として使用できれば工事費削減となります。 かさ上げの宅地造成は開発を届け出だけにするか、建物竣工検査と開発検査済証を 同時に行う等改正が必要だと思いますが、いかがでしょうか。
【協議内容】	・担当部署への伝達を行う。
【備考】	

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(10) 団体名:公益社団法人 高知県建築士会
【該当法令】	建築基準法第24条、第36条 建築基準法施行令第112条第12項
【議題】	自動車車庫の異種用途区画について
【要旨】	建物に付属する駐車場を50㎡から異種用途として区画することになっていますが、50㎡だと現在の車のサイズでは、4台駐車できません。法文には50㎡を超える自動車車庫についてと明記がありますが、住宅については除外できないものでしょうか。(従前は150㎡でした。)
【協議内容】	・法律規定通りです。
【備考】	

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(11) 団体名:公益社団法人 高知県建築士会
【該当法令】	建築基準法第2条第六号、第九の二号、第九の三号、第27条、第62条
【議題】	延焼のおそれのある部分の開口部の取り扱いについて
【要旨】	ピロティ部分を駐車場等に使用する計画において、外壁ラインを延焼がかかる としていますが、開口部に設ける防火戸には自閉式等の規定がありません。 つまり、実効性が見込めないシャッターの取付や、ブロック造による防火壁で 対応しています。消費者の負担が少なくなる方法のご検討をお願いします。
【協議内容】	・防火壁での対応をお願いします。
【備考】	

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(12) 団体名:公益社団法人 高知県建築士会
【該当法令】	建築基準法第42条第2項
【議題】	2項道路の後退部分の取り扱いについて
【要旨】	2項道路の取り扱いにおいて、高知市では道路区域にあるもの全部を取り壊さないと確認をおろさないとの指導をしていますが、県は塀など既存のものは許容しています。後退部分を買上げるなどの対応があれば、建築主の理解が得られますが、他の法令を考えると所有者の使用は制限できないと思います。 狭小道路の解決については行政が都市計画で対応すべき問題なので、それ以外効果が見込めないのであれば、県の指導が合理的と考えられますが、いかがでしょうか？
【協議内容】	・従来通り後退表示を行えば、既存構造物の撤去は必要無い。なお、高知県も高知市と同様に速やかにセットバック部分の寄付を受け、道路管理を行えるよう市町にお願いしている。(高知県) ・対象路線が市道である場合、セットバック部分の寄付をして頂けるのであれば、登録関係の費用や舗装整備は、市が予算の範囲内で負担するので 早めに相談ください。(担当課:道路管理課)(高知市)
【備考】	

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(13) 団体名:公益社団法人 高知県建築士会
【該当法令】	
【議題】	高知市開発指導要綱改善の要望
【要旨】	高知市開発指導要綱第11条(1)には、第一種低層住居専用地域及び市街化調整区域の最少敷地面積を150㎡としています。 第一種低層住居専用地域は、建蔽率60%・容積率100%である場合でも150㎡以上と建築基準法より厳しく建築容積が100㎡以上の建物が建つ程度の敷地であれば「その他の地域」と同様(敷地面積100㎡)の扱いとしてはいかがでしょうか。 津波浸水地域からの高台移転等検討する時購入金額を抑制することができますし、持ち家の建築を促進することができると思われます。
【協議内容】	・担当部署への伝達を行う。
【備考】	

平成29年度建築関係団体建築行政連絡協議会
提出議題

	提出議題(14) 団体名:公益社団法人 日本建築家協会四国支部高知地域会
【該当法令】	建築基準法第2条第七号 建築基準法施行令第107条
【議題】	耐火構造の外壁仕上げに木材を使用する場合について
【要旨】	耐火構造の外壁仕上げに木材を使用する場合について 高知県:耐火構造の仕様規定を満足していれば可とする。 高知市:使用してはならない。 という取り扱いの大きな差があります。「建築物の防火避難規定の解説」によれば可となっており、高知県の対応はこれに沿ったものとなっています。 又、他の行政庁でも聞き及ぶところです。高知市におかれましても、他の事項においては「同規定の解説」での指導を行われており、当該項目においても「同規定の解説」に沿った御判断をお願いしたいと考えます。
【協議内容】	・「建築物の防火と避難の解説」を適用しているが、建物全面等広範囲のものは認めていない。 使用箇所、割合で判断している。過去の事例でいえば20%程度までと思われる。 (高知県) ・部分的なものについては許可可能、事前相談を受けて個別に判定している。 (高知市)
【備考】	・木材を耐火構造の部分より離隔して設置することは木材表面が燃えることによる裏面の温度上昇の抑制効果が得られないばかりでなく、両面から燃える事なり、却って危険性が増すので、再考を。 ・個別相談では建物の木造化、木質化を行う上で、初期の建築計画が大変しづらいので、一定の目安をつくる努力をお願いしたい。